

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録
目 次

第 1 号（2月14日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	12
報告第1号	20
閉会の宣告	21

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第478号
令和2年2月4日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 植 村 博

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和2年2月14日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和2年2月4日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

令和2年2月14日（金）

午後3時開会

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
- 日程第 5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	村越誠	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	円谷憲人	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日下みや子	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	塚本竜太郎	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	清水聖士	君
副 管 理 者	秋山浩保	君
副 管 理 者	笠井喜久雄	君
監 査 委 員	河合謹爾	君
会 計 管 理 者	鈴木信彦	君

事務局 長	若 泉 哲 也 君
事務局 次 長	杉 浦 清 君
総 務 課 長	鈴 木 教 之 君
あ じ さ い 所 長	杉 浦 清 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	小 林 一 秀 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	山 岡 康 宏
白井市環境課長	金 井 正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長補佐	高 野 章

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	栗 原 稔
総務課庶務係主任主事	芳 賀 博 明

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） それでは、日程に先立ちまして報告いたします。

初めに、地方自治法第180条第2項の規定による委任専決処分の報告が1件あり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、6番、円谷憲人議員、7番、矢崎悟議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。
管理者。

○管理者（清水聖土君） 令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。今定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件、報告1件でございます。これら議案の説明に先立ちまして諸般の報告をさせていただきます。

都市公園整備事業につきましては、今年度より第1期整備エリア内の用地取得、実施設計業務に着手し、既に一部の用地を取得しております。地域住民の方々からは、事業用地を取得したことで、周辺整備計画の実現に向けた第一歩を踏み出したことへの安堵の声を頂いているところでございます。引き続き事業を着実に推進し、周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました各議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、鎌ヶ谷市議会の令和元年12月会議において特例措置を延長する条例が可決されたことから、組合においても同様の特例を定めるものでございます。

次に、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

初めに、令和2年度予算につきましては、構成市の厳しい財政状況に鑑み、職員一人一人が財政状況を認識し、知識や経験を最大限発揮させ、これまで以上に長期的な視点を持って、徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算編成に努めることを目標に編成いたしました。

令和2年度の一般会計予算につきましては、歳入歳出とも32億8,915万円となり、前年度と比較して、額で1億3,542万2,000円、率にして4.3%の増額予算となっております。

続きまして、歳入歳出ごとの主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金では、し尿処理費に係る修繕料の増加や共同化処理費に係る委託料の増加に伴い、構成市負担金において前年度比989万1,000円の増、国庫支出金では、施設延命化対策事業に係る二酸化炭素排出抑制事業費等補助金及び都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金を計上したことにより、前年度比5,432万円の増、組合債では、施設延命化対策事業に係る

財源として一般廃棄物処理事業債及び都市公園整備事業に係る財源として公共事業等債を計上したことにより、前年度比6,900万円の増となっております。

歳出につきましては、し尿処理費では、し尿処理施設の焼却設備に係る耐火物の打替え等を予定したことから、修繕料の増加に伴い、前年度比3,240万7,000円の増、ごみ処理費では、平成30年度に策定しました施設長寿命化総合計画に基づき、令和2年度から令和4年度までの3年間の継続事業として施設延命化対策事業を実施することに伴い、前年度比7,360万1,000円の増となっております。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、法律等の改正に伴い、緊急に条例改正の必要が生じましたが、施行期日の関係で議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しが行われたことから、当組合の関係条例について所要の改正を行ったものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてをご説明いたします。

議案第1号をご覧ください。

本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、鎌ヶ谷市議会の令和元年12月会議におきまして給料月額を2%削減する条例案が提出され、可決されたことから、当組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は、職員の給料の特例を定めたもので、第1項は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間及び令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、職務の級が3級以上である者に対し

ては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額を給料として支給することを定めたもの
でございます。

第2項は休職者に対する規定を定めたもので、第1号は、公務災害等による休職者については当該
給料月額に100分の2を乗じて得た額を、第2号は、結核性疾患または心身の故障による休職者につ
いては当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号は、刑事事件
に関し起訴された場合は当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する割合を乗じて得た額を、
それぞれ減じて支給することを定めたものでございます。

第3項は給与が減ぜられて支給される適用職員、第4項は育児休業の部分休業、第5項は介護休暇
及び介護時間の承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでございま
す。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期
末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございま
す。

最後に附則でございますが、附則第1項は、施行期日を令和2年4月1日とするものでございま
す。

附則第2項では、平成30年2月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関
する条例については、廃止することを規定しております。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行いま
す。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市の日本共産党の日下みや子です。

組合議会におかれましては、行政をチェックする議会として積極的な議論がなされることを期待し
ております。ぜひ次の議会には、たくさんの議員さんが質問なされるよう期待しております。

それでは質問に入ります。

議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、ただ
いまご説明がございました。質問をさせていただきます。

2019年度の公務員給与は、国家公務員の給与改定に準拠して県人事院勧告も0.15%の引上げを勧告
しました。この人事院勧告の引上げは、当組合の職員には適用されたのでしょうか。また、来年度の
予算への反映はされているのでしょうか、伺います。

2点目ですけれども、人事院勧告によって給与改定が行われる一方で、なぜ特例による給与改定を
行うのですか。この減額の措置はいつから行われているのでしょうか。

3点目、人事院勧告による影響額と特例による影響額をそれぞれお示してください。

4点目ですが、特例措置が始まってからの影響額は、1人当たり総額で幾らぐらいの減額になるのでしょうか、お示しいただきたいと思います。以上、1問目です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は4点ございました。

最初に、ご質問の1点目、2019年度の人事院勧告は、当組合職員にも適用されたのか、また来年度の予算への反映はされているのかについてお答えいたします。

当組合の給与条例は、鎌ケ谷市職員の給与に関する条例を準用しております。鎌ケ谷市では、市議会の令和元年12月会議におきまして、令和元年度の人事院勧告を勘案して給料月額の変改、勤勉手当の支給割合の変改等を行う給与条例の一部改正が議決されましたことから、当組合職員の給与につきましても令和元年度人事院勧告が適用されております。

また、来年度予算につきましては、令和元年度の人事院勧告を反映した予算編成となっております。

次に、ご質問の2点目、特例による給与の減額をなぜするのか、またいつから行われているのかについてお答えいたします。

給与の減額につきましては、給与水準の適正化を図るために実施しているものでございます。適正化の基準は千葉県給与水準と考えてございますが、給与条例を準用する鎌ケ谷市におきましては千葉県の給与水準よりも高くなっていることから、独自の給与減額措置がなされており、当組合も同様の措置を行おうとするものでございます。

また、現在のような給料月額を減額する特例条例を実施した時期でございますけれども、平成25年組合議会5月定例会に上程いたしまして可決いただいたことから、同年6月給与支給分から適用してございます。

次に、ご質問の3点目、人事院勧告による影響額と特例による影響額についてお答えいたします。

令和元年度の人事院勧告の概要でございますが、主に若年層に係る給料月額の変改、勤勉手当率の引上げ等となっております。当組合における人事院勧告の影響額につきましては、今年度ベースの数値で申し上げますと、対象は一般職職員21名、再任用職員2名、合わせました23名で、全体の影響額は約52万4,800円、職員1人当たりでは約2万2,800円の増となっております。

特例条例に伴う影響額でございますが、再任用職員を除く一般職職員21名が対象で、全体の影響額は約92万6,800円、職員1人当たりでは約4万4,100円の削減となっております。

次に、ご質問の4点目、特例措置が始まってからの影響額についてお答えいたします。

平成25年度から令和元年度までの7年間の総額で申し上げますと、職員1人当たりの平均影響額は約31万5,800円となっております。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 再質問します。

1点目、特例による給与減額の根拠にしているのがラスパイレス指数と言われております。この指数はどのようなものなのでしょうか。

2点目、鎌ヶ谷市のラスパイレス指数や近隣市のラスパイレス指数はどのようなものなのでしょうか。また指数の高い自治体は、鎌ヶ谷市や当組合のように、皆、給与減額をしているのでしょうか、伺います。

3点目、本議案は令和2年4月1日から9月30日までの半年間を給料月額100分の2の減額及び令和3年4月1日から9月30日までの半年間も100分の2の減額ということで、これを月にならしめると、毎月約100分の1の減額が2年間続くこととなります。実は、私が議員になってから、ずうっとこの減額の措置が行われてきているわけですが、一体このような減額措置が今後も続くのでしょうか。指数が100になるまで続くということになるのでしょうか、伺います。以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） ご質疑の3点についてお答えいたします。

最初に、ご質疑の1点目、ラスパイレス指数についてお答えいたします。

ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給料月額を比較した場合の水準です。具体的には、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に区分し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数となっております。

続きまして、ご質疑の2点目、鎌ヶ谷市及び近隣市でのラスパイレス指数についてと、給与減額をしている自治体についてお答えいたします。

初めに、平成31年4月1日現在の鎌ヶ谷市のラスパイレス指数につきましては100.8ポイントとなっており、構成団体の状況では柏市が102.1ポイント、白井市が100.5ポイント、また、千葉市を除く千葉県内市町村のラスパイレス指数平均は100.8ポイントとなっております。

次に、ラスパイレス指数対策として給与の減額措置を行っている団体につきましては、八千代市、君津市、大網白里市では独自の減額措置を行っているようでございます。

最後に、ご質疑の3点目、給与減額をどこまで続けていき、指数が基準になるまで続くのかについてお答えいたします。

今回の削減措置は、鎌ヶ谷市の特例条例に合わせて令和2年度と令和3年度の2年間実施することとしておりますが、鎌ヶ谷市におきましては経済情勢の著しい変動や近隣市の給与水準に大きな変動があった場合には、その時点で検討していくと伺っておりまして、当組合においても同様の対応をしてまいりたいと考えております。以上となります。

○議長（植村 博議員） 日下議員、第3問目はありませんか。

○9番（日下みや子議員） はい。

○議長（植村 博議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

日本の労働者の賃金は、国際的に見てどうでしょうか。日本の名目GDPは世界第3位ですよね。ところが国連の幸福度ランキングでは、日本は156国中58位という低い状況なんです。なぜ日本経済の大きさが国民の生活実感に結びついていかないのか。その大きな原因に労働者の賃金の問題があると思うんです。日本は、生産された付加価値全体に占める労働分配率が、この間引き下げられています。2009年の63.8%を最高にして下がり続け、2018年には50.4%へと減少しています。経済が成長しても、労働者の働いた分が労働者にきちんと還元されていないということなんです。

さらに、税や社会保障の負担が可処分所得を減らして、2018年の税や社会保障の負担は、2009年、約10年前と比較いたしましても1.18倍に増加しているんです。また、昨年10月には消費税が10%に引き上げられて、働く人たちの暮らしを直撃しています。

その一方で、国内の資本金10億円超の約5,000社の内部留保は449兆円に膨れ上がっています。公務員の賃金とはいえば、長い間、民間と比較されて連続的な引下げが行われた後に、この数年間は僅かながら上げが行われてきました。しかし、そもそも低い民間の労働分配率や可処分所得と比較して、僅かに引き上げられたにすぎません。しかも、今回の特例による給与の引下げの根拠にしているラスパイレス指数は問題です。

ラスパイレス指数は答弁にもありましたように、国家公務員を100とした場合の給与水準を示すもので、算出方法は一般行政職について、国と地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであって、極めて一面的な指数にすぎません。そもそも職員給与は、政府は地方公務員法の第14条で、情勢の適応の原則とした人事委員会の勧告に従って改正を求めてきました。ラスパイレス指数はそれに反するもので、給与改定の理由にする法的な根拠はありません。

同様の議案が提出された平成28年5月定例会において、私は同様の質問をしたんですが、このとき当時の事務局長も、議案を進める立場を表明しつつも次のように述べております。ラスパイレス指数は手当を対象とせず給与のみを比較したものであり、各団体固有の職員構成を考慮しない点、また、国は局長などの指定職を除いて算定しているなど幾つかの問題点が指摘されておりますと述べておられます。

賃金水準の引下げは、人員削減や多忙化の困難な中で、公務公共サービスを担う多くの地方公務員の意欲をそぎ、とりわけ自治体職員の明日を担う青年職員の将来設計を狂わせ、人材の確保・育成を

阻害するものとなるでしょう。

また、報告にもありましたように、ラスパイレス指数が高いとされている自治体が全て引下げをしているわけではありません。鎌ヶ谷市も当組合も自治体の自己決定権を発揮して、職員の暮らしを守る立場に立つべきではありませんか。以上です。討論を終わります。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立多数。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（植村 博議員） 日程第4、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、経費の適正な運用のため、知識や経験を最大限発揮させ、これまで以上に長期的な視点を持って徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算を念頭に編成してまいりました。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれの予算総額を32億8,915万円とし、第2条は継続費の経費の総額及び年割額を、第3条は債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第4条は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を、第5条は一時借入金の最高額を5,000万円とし、第6条は同一款内における人件費の流用について定めるものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、それぞれ32億8,915万円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

第2表、継続費につきましては、施設延命化対策事業として総額36億5,530万円、令和2年度から令和4年度の3か年の年割額を定めるものでございます。

第3表、債務負担行為につきましては、令和2年度から5年間のさわやかプラザ軽井沢指定管理料6億1,000万円を限度額として定めるものでございます。

第4表、地方債につきましては、施設延命化対策事業に対し限度額を5,280万円、都市公園整備事業に対し限度額を6,480万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明申し上げます。歳入歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目についてご説明いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比989万1,000円増の26億5,803万2,000円を計上するものでございます。構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が8億8,239万9,000円で、前年度比1,356万4,000円の減、白井市が1億4,767万4,000円で、前年度比79万5,000円の増、鎌ヶ谷市が16億2,795万9,000円で、前年度比2,266万円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料でございます。

2項1目手数料につきましては、し尿及びごみともに搬入量実績で積算し、し尿手数料では浄化槽汚泥搬入量が増加していること、ごみ手数料では事業系の一般廃棄物や粗大ごみ処理手数料が増加していることから、前年度比1,860万3,000円増の2億8,583万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページから13ページをご覧ください。

3款国庫支出金でございます。1節ごみ処理費補助金につきましては、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で5,391万9,000円を計上いたしました。2節周辺整備費補助金につきましては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金で3,600万円を計上しました。

5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、当該年度の補正財源として、前年度比384万円増の3,802万円を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を、柏市分2,220万5,000円、白井市分432万1,000円、鎌ヶ谷市分3,961万5,000円とするもので、前年度比955万9,000円減の6,614万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、14ページから15ページをご覧ください。

7款1項1目雑入につきましては、前年度比1,079万7,000円減の2,633万9,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払代で、金属類及び紙類の価格の下落が見込まれることによるものでございます。

8款1項1目組合債につきましては、地方債の借入れを予定することから、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業の財源として5,280万円、都市公園整備事業の財源として6,480万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比1億3,542万2,000円増の32億8,915万円を計上するものがございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページから21ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比168万8,000円増の8,367万5,000円を計上するものがございます。増額の主な要因は、エアコン1台及び公用車1台を更新するための経費を計上したことによるものがございます。

続きまして、22ページから25ページをご覧ください。

3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比3,240万7,000円増の3億7,947万7,000円を計上するものがございます。増額の主な要因は、修繕料における焼却設備に係る耐火物の打替え等を予定したこと及び、委託料で個別施設計画策定業務委託を新たに計上したことなどによるものがございます。

続きまして、24ページから29ページをご覧ください。

2目ごみ処理費につきましては、前年度比7,360万1,000円増の12億3,186万1,000円を計上するものがございます。増額の主な要因は、平成30年度に策定いたしました施設長寿命化総合計画に基づき、施設延命化対策事業に係るクリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事を計上したことによるものがございます。

なお、当基幹的設備改良工事につきましては、令和2年度から令和4年度の継続事業として実施し、事業費の内訳は、予算書44ページに記載のとおりでございます。

続きまして、28ページから33ページをご覧ください。

3目共同化処理費につきましては、前年度比1,839万3,000円増の10億2,916万円を計上するものがございます。増額の主な要因は、ごみ収集運搬業務委託や資源分別処理業務委託など労務単価等の上昇によるもの、また鎌ヶ谷市との協議により、自らごみを排出することが困難な高齢者や障害者等に対し戸別収集を実施するため、ふれあい収集業務委託を新たに計上したことなどによるものがございます。

続きまして、32ページから35ページをご覧ください。

4目周辺整備費につきましては、前年度比940万8,000円増の3億9,093万7,000円を計上するものがございます。増額の主な要因は周辺整備事業の管理運営に要する経費で、本格化する都市公園整備事業に係る公有財産購入費などが増額になったことや組合所有地の樹木を適正管理するため用地維持工事を新たに計上したことなどによるものがございます。

続きまして、36ページ、37ページをご覧ください。

4款公債費でございますが、前年度比2,000円増の1億4,169万6,000円を計上するものがございます。内容は、平成26年度、27年度に実施いたしましたダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金及

び都市公園整備事業に係る令和元年度借入れ分の償還が開始されたことによるものでございます。

6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比1億3,542万2,000円増の32億8,915万円を計上するものでございます。

以上で、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について質問いたします。

まず1点目なんですけれども、予算書の11ページにごみ手数料がございまして、これは中ほどにあるんですけれども、一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理手数料、粗大ごみ処理手数料が、これはいずれも前年比で比較しますと増額になっているんですね。これは、ごみが増えているということだと思うんです。ごみの減量化は重要課題ですよ。なぜ増えているのか、お答えいただきたいと思いません。

次、2点目なんですけど、予算書31ページの共同化処理費です。

ただいま説明がございましたけれども、今回新しい事業として、ふれあい収集業務委託668万6,000円が計上されています。この事業の内容について伺いたいのですが、どういう内容なのかということ。それからここ鎌ヶ谷についての事業として位置づけられているんですが、柏市沼南地域についてはどうなるのか、お示しいただきたいと思いません。

それから3点目、35ページの上段のほうに、周辺整備費として、さわやか軽井沢の維持管理運営に要する経費について伺います。

来年度の指定管理料が1億2,200万円と計上されています。今年度、平成31年度の予算額は1億1,200万3,000円だったんですね、これに比較しますと2,079万7,000円の増額になるわけですね。大幅な引上げですので、その内訳をお示しいただきたいと思いません。以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は3点ございました。

最初に、ご質問の1点目、ごみ手数料が前年比で増額になっており、ごみが増えていることだと思うけれども、なぜ増えたのかについてお答えいたします。

ごみ手数料につきましては、主なもので事業所から排出される事業系一般廃棄物及び住民から排出

される粗大ごみが増加していることから増額になってございます。事業系一般廃棄物の主な増加理由につきましては、大型商業施設や物流センター、剪定枝等の搬入が増加したことによるものでございます。また、粗大ごみにつきましては、景気の動向や消費税率改定に伴う駆け込み需要の影響もあるものと考えており、また台風等の要因により搬入量が増加しているものと考えてございます。

次に、ご質問の2点目、共同化処理費（鎌ヶ谷市分）のふれあい収集業務委託についての内容と柏市域の状況についてお答えいたします。

鎌ヶ谷市のふれあい収集事業につきましては、少子高齢化及び核家族化が進む中、日常生活において自らごみステーションにごみを出すことが困難であり、かつ誰からも支援を得られない高齢者や障害者等の方々に対し、ごみ出しに係る負担及び不安の軽減を図るとともに、収集時の状況により安否確認も行うことで在宅での生活を支援し、福祉の増進を図る目的で実施しようとするものでございます。当組合では、鎌ヶ谷市において所定の手続を経た利用者に対し戸別収集を実施するものであり、令和2年10月から開始する予定でございます。

また、沼南地域の状況でございますが、柏市では沼南地域を含めた柏市全域を対象とするごみ出しが困難な世帯の戸別収集実施に向け、先進自治体の事例の調査・研究を進めており、それらの情報をもとに、支援基準や制度設計について市内で調整している旨伺ってございます。

次に、ご質問の3点目、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費のうち、指定管理料が前年比で増額になった理由についてお答えいたします。

令和2年度の指定管理料は、令和2年度からの5年間、引き続き指定管理者制度を導入することに伴い、新たに指定管理者から提案された額でございます。この指定管理料は、令和元年度と比較いたしますと約2,080万円の増となっておりますが、この主な理由といたしましては、収入におきまして減少傾向にある利用者数の実情を踏まえ、利用料収入で約1,100万円の減、自主事業収入で約550万円の減となり、収入全体で約1,650万円の減となったこと、また支出におきまして、最低賃金の引上げにより管理人員費で1,750万円の増、光熱水費などの経費節減により施設管理費で約1,220万円の減となり、支出全体で約430万円の増となったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 再質問です。

1点目、ごみ収集事業について伺います。

昨年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画、この計画ですよね、皆さんお持ちです。この策定の趣旨に、前の計画の必要な事項について見直しを行い、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化、資源リサイクル活動の推進等を目標とする循環型社会の構築を目指すものとここに表現されているんですけども、そして、2019年度から2028年度までの10年間の目標をここに掲げて、今、取組が始まっているところです。

計画では焼却ごみについて、2017年度比で2028年度まで約8%削減する。総資源化率で約10%増加

させる。また、最終処分量について3,000トン以下にすると掲げ、そのための毎年度目標を設定しました。その目標に照らして現在の実績はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

2回目、ごみ収集事業のふれあい業務事業についてです。具体的な事業内容と、収集の方法や収集の回数などをお示しいただきたいと思います。

3点目ですが、さわやか軽井沢の収支についてです。答弁では利用料収入や自主事業の収入が減少することが指定管理料引上げの一つの理由とのことでしたが、これは行政が民間に委ねれば、そのノウハウを発揮してよりよいものになるとして進めてきた方法に反するのではありませんか。事業者としての努力も問われるのではないのでしょうか、お答えください。

以上、4点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ただいまの1点目及び2点目のご質問についてお答えいたします。

まず1点目の令和元年度の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の目標に照らし、見込み実績はどうかについてでございますが、基本計画による令和元年度の排出原単位の目標782グラムに対し、現在までの実績による推計値は799グラムとなります。同様に、総資源化率は目標値21.7%に対し19.8%と推計しており、また焼却灰等の最終処分量につきましても、目標値3,443トンに対し推計値は3,753トンとなり、いずれもこのままでは達成が難しい状況にあります。したがって、可能な限り目標値に近づけるよう事業系ごみを含めたさらなる減量化・資源化対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、2点目のふれあい収集業務の具体的な収集方法についてでございます。

鎌ヶ谷市のふれあい収集は戸別収集にて実施し、狭隘地区等の収集が考えられるため、小型トラック等を使用する予定でございます。また、収集回数等につきましては収集地域やごみの種類で指定されますが、燃やすごみは週2回、プラスチック製容器包装類、燃やさないごみ等につきましては月2回の収集を予定しております。

○議長（植村 博議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からはご質問の3点目、さわやかプラザ軽井沢の収支計画において利用料収入等が減になっているが、組合は事業者の努力についてどのように考えているのかにつきましてお答えいたします。

当組合としましても、事業者の努力、収入減の課題解決に向けた取組は重要であると考えてございます。このため、指定管理者候補者選定委員会では重要項目の一つとして評価しており、応募者においても利用者の来館しやすい環境づくりや来館のきっかけとなる情報提供など、収入増につながる様々な取組が提案されてございます。

具体的な提案内容といたしましては、混雑するトレーニングルームの対策として他スペースの有効

活用や、施設の混雑状況をリアルタイムで知ることができるシステムの導入などがございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員、第3問はよろしいですか。

○9番（日下みや子議員） はい。

○議長（植村 博議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

新年度予算案には新たな事業として、ごみ出し困難な高齢者や障害者等への支援として、ふれあい収集事業、戸別収集業務が位置づけられ、10月からスタートすることなど評価すべき点もありますが、以下3点の理由から議案に反対をいたします。

その第1は、第1号議案でも述べましたように、特例による職員給与の引下げが盛り込まれていることです。2008年からの10年間、日本の労働者の実質賃金は下がり続けています。国際比較でも下がり続けているのは日本だけです。OECD加盟国の中で日本だけ実質賃金が下がり続けているのです。

実質賃金が減り、労働者の生活は苦しくなるばかりなのに、日本の富裕層上位40人の金融資産は安倍政権による株式官製バブルで2.4倍も増えました。40人の資産が日本の人口半分の資産と同じという状況なんです。史上最高の利益を上げ、内部留保となって増え続ける大企業の過剰な蓄財は、労働者の賃上げや社会保障の拡充へ還元させるべきだと思います。

国家公務員と地方公務員を対立的に描いて賃金の引下げをするのではなく、労働分配率を引き上げて労働に見合った賃金へ民間も公務員も引き上げること、家計を温めて内需を拡大することが日本の経済をも元気にする道だと思います。

第2の理由は、さわやか軽井沢の指定管理者制度に反対という立場からです。民間に委ねれば経費が削減され、サービスがよくなるとして導入された制度は、矛盾と綻びが明らかになってきていると思います。施設の市民サービスの点では、毎年実施されている利用者アンケートの結果からおおむね良好だと、こういうふうに思うんですけども、以下の点で問題だと思います。

まず入札の問題です。

さきに行われた来年度から5年間の指定管理者の応募は1者のみでした。競争が働かず、指定管理料の設定は組合側からの上限額の定めもなく、事業者の提案額がそのまま指定管理料として決定される、こういうことでいいのかということなんです。これは私、さきの議会でも指摘いたしましたとおりです。

また、この間の指定管理料についても経費の削減という点から見て問題があると思います。今回、

指定管理料が前回は上回る理由として、利用料と事業収入の減や賃金の引上げを上げております。社会的、経済的情勢から利用者が減少することですとか、賃金の引上げは当然だと思いますし、これは理解できる場所はあるんですけども、ただ、私、賃金の問題についての具体的な収支計画を求めたんですが、その内容についてはいただけませんでしたので、率直に判断できないところです。

さらに、水道料金についてなんですけれども、これは私が従来から非常に疑問に思っているところなんです。皆さんのお手元にさわやかプラザの指定管理料の推移というものをお配りしました。ちょっと見ていただきたいと思うんですけども、来年度の令和2年度の予算が1億2,200万円と、先ほど申しましたように計上されています。この間、平成23年度からずっと指定管理料を並べてみました。決算ベースが実際に出したお金ですので、決算ベースが分かりやすいと思うんですけども、ここで平成26年度と27年度にかけて、事業者は、今まで水道水だったものを地下水に代えているんですね。この地下水膜ろ過システム導入工事というのが26年度から27年度に行われました。これは約4,924万8,000円なんですけども、組合が負担しております。そして、25年度100%水道水だったときには3,128万5,580円水道水を支出していたわけなんですけれども、これは地下水にしましたらほとんど水道料はかからないわけですね。28年度、29年度、30年度をご覧いただいても100万円台に水道料金が減っているわけですよ。単純に言いますと約3,000万のお金、こういうわけですね。こういうことを考えますと、その1億2,200万円という指定管理料はどうなるんだと。

○議長（植村 博議員） 日下議員、手短にお願いいたします。

○9番（日下みや子議員） ということなんです。どちらも言い分があると思いますので、今回、本当は3問目にしたかったんですけども、今度8月に決算がありますので、そここのところで回答いただきたいというふうに思います。いずれにしても経費の削減という目的は破綻しているのではないかとということなんです。

第3の理由は、繰り返し述べておりますけれども、特別職人件費と議員報酬についてです。

今回も新年度予算案に特別職人件費として計上されておりますけれども、これは支出するいわれはないと市民からも訴えられ、私たちはそれぞれの行政区で報酬をいただいておりますので、報酬の二重取りだという市民の声、これが取り上げられていないと思うんですね。

以上3点で、反対です。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立多数。

よって、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長（植村 博議員） 日程第5、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

報告第1号及び新旧対照表をご覧ください。

報告第1号につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、緊急に条例改正の必要が生じましたが、施行期日の関係で議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、主な内容についてご説明いたします。

初めに、第1条、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正により、地方公務員法第16条（欠格条項）について第1号が削除され、第2号から第4号がそれぞれ繰り上げられたことから、当該条例第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めるものでございます。

次に、第2条、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第1条と同様に地方公務員法の一部改正に伴うもので、当該条例第3条第3項の字句等を改めるものでございます。

次に、第3条、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正より、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（一般廃棄物処理業）について規定の整理が行われ、イ、ロ、ハ等の各規定について繰り下げられたことから、当該条例第9条第1項中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改めるものでございます。

最後に附則で、この条例の施行日を法律の施行日と同日の令和元年12月14日とするものでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

報告第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号を承認とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立全員。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）については、承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午後 4時03分 閉 会